

第24回カヌー大会における改定箇所を青字で示す。

土木系学生によるコンクリートカヌー大会 大会規程

大会運営規程 (2017.12.15 改訂)

- (1) カヌーの製作は「コンクリートカヌー製作規程」、レースの詳細は「土木系学生によるコンクリートカヌー大会注意事項」に示すものとする。
- (2) 集合は9:20分とする
- (3) 大会に参加できるチーム数は、各部門（大学の部／高校の部）について、1校あたり2チームまでとする。
- (4) 表彰は総合点の1位、2位、3位と競漕の部1位（高校の部、大学の部）、技術賞（高校の部、大学の部）、特別賞とする。**競漕の部の選考対象から、総合点で表彰されたチームを除外する。詳細は末尾の「配点および表彰に関する規定改定について」を参考とする。**
- (5) 総合点はレースによる得点と競技開催10日前までに提出された事前審査資料の評価点の合計で順位を決定する。事前審査資料の作成は、「審査資料作成要領」に従うものとする。
- (6) レースによる得点は以下の通りとする。
1位 50点、2位 45点、3位 40点、4位 35点、5位 30点、6位 25点、7位20点
準決勝敗退（ただし完走）15点
- (7) 事前審査資料の評価点は事前に支部幹事長、広報部会主査、広報部会幹事の中から複数人で採点する。採点は、高校の部、大学（短大、高専、専門学校を含む）の部毎とし、事前審査資料の内容により最高50点、最低10点とする。なお、評価項目は“構造上の工夫”、“使用材料の工夫”、“製作過程の工夫”、“艇の出来栄え”で、各項目5点満点とし、採点者全員の合計点により順位を決定する。1位50点、最下位10点とし、中途は順位に応じて配点する。（例えば、採点対象30チームに対して、10位の場合は38点）
さらに、コンクリートとしてのカヌーに近づく「要件」を満たすカヌーについては、評価点付与後に所定の点数を追加に付与する。要件および点数の詳細は、末尾の「配点および表彰に関する規定改定について」を参考とする。
- (8) 期日までに事前審査資料が支部事務局に届かなかった場合は、事前審査資料の評価点は0点とし、上記の(6)の採点対象としない。また、所定のページ数をオーバーしたチームは5点を減点する。
- (9) 競技当日のレース開始前に、参加各艇が「コンクリートカヌー製作規程」を満足しているかどうかを確認するための審査を行う。規程に違反したチームには、規程一項目の違反につき5点の減点を行う。審査時に「カヌー製作規定チェックシート」を事前記入して提出しなかったチームは1点の減点を行う。安全（沈まないための浮力体）や環境（沈んだ場合の引き上げ対策としてブイと引き上げ金具）など大会運営に対して違反が認められる場合は、レースへの出場停止とする。
- (10) 集合時間に間に合わない場合は、事前審査資料の評価点を0点とする。ただし、カヌーに違反が認められない場合は、レースの出場は可能とする。

第24回カヌー大会における改定箇所を青字で示す.

- (11) 競漕の部は、レースによる得点のみで順位を決定する。
- (12) 技術賞は各チーム当日持参のA2サイズのプレゼンテーションパネル（「審査資料作成要領」に従い作成）の得票数（参加チームと関東支部の幹事による記名投票。なお、参加チームは自分以外のチームに投票するものとする。）と事前審査資料の評価点を総合して、高校の部、大学（短大、高専、専門学校を含む）の部それぞれ1チームを決定する。
- (13) 特別賞は、ものづくりの楽しさをキーワードに、実際のカヌー、チームワークを見て決定する。
- (14) カヌー乗船時はライフジャケットの着用およびウォーターシューズなどの靴の着用を義務付ける。また、水中に入るものについてもウォーターシューズなどの靴の着用を義務付ける。なお、指定した時間外の練習は禁止する。これに違反したチームは失格とする。
- (15) 参加チームには土木学会関東支部より参加証明書を発行する。
- (16) レース中、故意に他のカヌーの進行を妨害した場合、および危険とみなされる行為を行った場合は失格とする。
また、決勝戦でターンの方向を正しく行わなかった場合は、決勝戦での順位を最下位とする。

◆配点および表彰に関する規定改定について

第24回大会から配点規定および表彰を改定いたしました。背景は以下のとおりです。

- ① 土木系学生によるものづくりの観点に立ちかえり、コンクリートとしてのカヌーに近づく「要件」を満たす場合には、50点満点の審査評価点付与後に所定の点数を追加に付与する。

【要件の項目および付与する点数の一覧】

- ・粗骨材（※）を使用かつ細骨材率 s/a を50%以下とした場合 10点追加
- ・ネット状の補強材を用いない場合 5点追加
- ・カヌー重量が100kg以上150kg未満の場合 3点追加
- ・カヌーの部材厚が全て3cm以上とした場合 2点追加

※粗骨材とは5mm以上の骨材が重量で85%以上含まれる骨材とする。

- ② 多くのチームにもものづくりの楽しさを実感してもらう観点から、競漕の部の選考対象から、総合点で表彰されたチーム（1位、2位、3位）を除外する。

第24回カヌー大会における改定箇所を青字で示す。

コンクリートカヌー製作規程 (2018.2.5 改訂)

- (1) 本大会の目的は、土木分野において最も一般的なコンクリート（ここでは、セメントコンクリートやセメントモルタル等のセメント系複合材料を指すものとする）を用いてカヌーを製作し、物づくりの楽しさを学生達に実感してもらうことにある。従って、カヌーの製作は以下に従うものとする。
 - ① 当該年度に製作された新造艇であること。
 - ② セメント系複合材料を主材料とし、各自で練り混ぜたものを使用すること。
 - ③ クルーの安全と開催地の環境を損なわないものとする。
- (2) 船の形式はカヌーとし、ポートでの出場は認めない。ちなみに、カヌーとはパドルと船が離れているものを言い、ポートとはオールの一部が船と固定されているものを言う。
- (3) 艇の長さは4.0メートル以下とする。
艇の幅は1.5メートル以下とする。（双胴艇やアウトリガーカヌーにおいても、レースに出場する状態での全幅が1.5メートル以下とする。）
艇の重さは、150kg程度以下とする。
- (4) クルーは2名とし、オープンデッキタイプ（乗船部分が大きく開いているタイプ）とすること。
- (5) カヌーの船体（ハル）は、以下に示す材料を用いて製作するものとする。船底にキールやフィン状の直進性を向上させる部材を設置することは可能であるが、使用材料は船体と同様とする。舵のように進行方向を制御する部材を取り付けてはならない。
 - ① 主材料
主材料はセメント系複合材料（セメントコンクリート、セメントモルタル等）とする。
各自で練り混ぜたものを使用すること。
 - ② 補強材
補強材は、主材料の補強として機能するものであって、それが主構造となつてはならない。
 - ・棒状（短繊維を含む）、またはネット状のものに限り使用可能とする。開口部を有さないシート状のものは使用不可とする。寒冷紗は使用不可とする。（寒冷紗については過年度大会において規定違反として減点した経緯あり）
 - ・ネット状のものは、主材料が瞬時に通過できるような十分な開口を有することとし、事前審査資料に作成方法や状況写真を添付すること
 - ・補強材は、主材料で完全に覆われている必要がある。樹脂等で表面に接着するものは不可とする。
 - ・補強材の材質は、特に規程を設けない。
 - ③ 防水材
船体の外面に塗布系の防水材を使用することは可能とする。ただし、主材料の補強材となつてはならない。シート系の防水材の使用は不可とする。
 - ④ 双胴艇やアウトリガーカヌーについて
双胴艇やアウトリガーカヌーは、水に接する部分は上述した主材料であること。アウトリガーなどを結合する部材は、特に規程を設けない。
- (6) カヌーの船体（ハル）を補剛させる部材（リブ、隔壁、スウォート等）の設置は可能である。補剛

第24回カヌー大会における改定箇所を青字で示す。

部材の材質については特に規程を設けない。

- (7) カヌーは、クルーが乗船した状態でも転覆せず（資料「カヌーの浮遊時の安定について」を参照）、クルーが乗船しない状態で内部を水で満たした場合でも沈まないように、カヌーの内部あるいはデッキには十分な体積の浮力体（発泡スチロール、エアバッグ等）を設置すること。浮力体は走行時や沈んだ時にははずれないように、艇にしっかりと固定（資料「引上げ用金具などの取付方法について」を参照）するとともに、内部を水で満たしてもはずれないことを確認すること。

双胴艇の場合は、艇が水没しても十分に浮く量の浮力体を、両方の艇に取り付けなければならない。アウトリガーカヌーの場合は、アウトリガーをカヌー本体に強固に固定することが望ましい。アウトリガーが取外せる構造の場合は、取外せる部品のそれぞれが水に浮かなければならない。

この規程を満たしていないと判断される場合は、艇の進水を禁止し、レースへの出場を停止する。

- (8) 万が一沈んだ場合に備え、船首及び船尾に引き上げ用ロープを固定できる金具を取付けること。金具は沈んだカヌーを引き上げるのに耐えうるものとする。双胴艇の場合は、両方の艇に引き上げ用ロープを固定できる金具を取付けること。

引き上げ用ロープは十分に強度のあるロープを使用することとし、ビニール紐の類は認められない。

この規程を満たしていないと判断される場合は、艇の進水を禁止し、レースへの出場を停止する。

なお、万が一沈没した場合の回収費用として実費を請求する。

- (9) 沈没した位置が把握できるように、ブイ（ウキ）を船首と船尾の2箇所に設置すること。このブイは、容積2リットル以上の空のペットボトルを使用し、長さ6メートル以上のロープあるいは紐などで艇としっかりと固定すること。また、走行時に水面に落ちず、沈んだ時にロープがからまないような工夫をすること。（資料「引上げ用金具などの取付方法について」を参照）

双胴艇の場合は、両方の艇それぞれの船首と船尾に2箇所ずつ、ブイを取付けること。

アウトリガーカヌーの場合は、全てのアウトリガーにブイを取り付けること。ただし、アウトリガーが艇本体に強固に取り付けられている場合は、アウトリガーにブイを取り付けなくてもよい。

この規程を満たしていないと判断される場合は、艇の進水を禁止し、レースへの出場を停止する。

- (10) クルーをシートベルト等でカヌーに固定することは禁止する。クルーは沈船時には、自由にカヌーから離れられなくてはならない。

- (11) 艇に取り付けられた全ての部材は、走行時または沈船時に艇からはずれないように、艇に固定されていなければならない。

- (12) 艇の外面には艇の愛称と学校名を表示すること。また、外面にカラーリングしても良い。なお、艇の内面は主材質が分かるように配慮すること。

- (13) パドルは手作りとし、長期に使用しても沈まないこと。シングルブレード、ダブルブレードの両者とも可とする。パドルは紛失・破損しても他のチームから借り受けることは出来ない。

※製作規程に関する不明な点は、8月の第1金曜日までに事務局へ問い合わせして下さい。それ以降の問い合わせについては、大会終了後に回答する。